

「雪若丸」テレビCM広告出稿業務にかかる企画提案募集要項

1 目的

春の需要向上期を捉えた「雪若丸」の販売拡大を図るため、関東圏及び関西圏において「雪若丸」15秒CMを放映する。なお、最も効果的な出稿計画により最大の広告宣伝効果を得るため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものとする。

2 業務の内容

(1) 委託業務内容

別紙「雪若丸」テレビCM広告出稿業務委託仕様書のとおり

(2) 提案上限額

52,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル参加に関する事項

(1) 参加要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国内に本社を有する広告代理店で、関東圏及び関西圏での効果的な情報発信に対応可能な体制と、山形県内での円滑な打合せや連絡体制が構築できること（他社との連携による体制でも可）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ③ 都道府県税（都道府県税に附帯する税外収入を含む）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑥ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑧ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ⑨ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。

- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書： 1部（様式第1号）
 - ・ 企業概要、過去の同種事業の実績にかかる書類を添付すること
 - ② 企画提案書： 10部（任意様式）
 - 別紙「業務委託仕様書」及び下記7に掲げる審査項目【(ア)～(エ)】及び審査の視点を踏まえ、以下の内容を提案すること
 - ア) 実施体制を明らかにした資料
 - イ) テレビCMの出稿方針を記した資料
 - ・ 出稿の考え方
 - ・ 放送局、放映時間帯
 - ・ 時間帯（タイムランク）別の放映本数
 - ウ) 放映エリア及び放送局ごとの出稿量を記した資料
 - エ) 全体経費及び経費内訳が分かる資料
 - 広告宣伝効果を高める独自提案がある場合はその内容が分かる資料
- 【注意】 放送局や時間帯、出稿量の提案にあたり、案1または案2というような複数による提案は認めない。

(2) 提出期限

令和2年2月21日（金）15時00分（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送のいずれかによること。なお、郵送の場合は提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提出先

下記10の担当事務局まで提出すること。

5 質疑及び回答

- (1) 企画提案に関する質問等は、別紙プロポーザルにかかる質問書（様式第2号）により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、FAX（023-630-2431）により行うものとし、件名を以下のとおりとして、下記10の担当事務局あて送信すること。なお、着信確認のため送信後に事務局に電話（TEL023-630-2476）での連絡も行うこと。
 - 件名：「雪若丸」テレビCM広告出稿業務プロポーザルにかかる質問
- (3) 質問書の受付期限
 - 令和2年2月19日（水）17時00分まで
- (4) 質問への回答
 - 質問への回答は、質問者あてFAXにより行う。

6 委託予定者の選定

- (1) 企画提案の審査は、下記7の審査項目及び審査の視点に基づき書類審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、書類審査は非公開で実施する。
- (2) 本委託業務に係る予算が成立しない場合は、この要項は効力を有しない。

7 審査項目及び審査の視点

| | 審査項目 | 審査の視点 |
|-----|--------|--|
| (ア) | 実施体制 | ・県内での円滑な打合せや連絡体制及び関東圏、関西圏での情報発信に対応可能な体制が確立されているか。 |
| (イ) | CM出稿方針 | ・「雪若丸」のターゲットユーザー(※)への広告効果が最大限に期待できる出稿方針(放送局、時間帯等)となっているか。 (※) 子育て世代のファミリー層、ミドルエイジを基本とし、産地銘柄や食味特性、口コミによる評判等で米を選ぶ家庭 |
| (ウ) | CM出稿量 | ・関東圏及び関西圏において、それぞれ600GRP以上(最低出稿量)を満たし、かつ、より広告効果の大きい出稿計画となっているか。 |
| (エ) | 対象経費 | ・経費見積が提案上限額以内であり、かつ、提案内容を実現するための経費が適切に見積もられているか。 ・提案上限額の範囲内で、CM出稿以外に広告宣伝効果を高める独自提案があるか。 |

8 契約の締結

上記6(1)により最優秀企画提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとする。

9 スケジュール(予定)

- (1) 募集開始 令和2年2月14日(金)
- (2) 質問書受付期限 令和2年2月19日(水) 17:00 まで
- (3) 参加申込書・企画提案書の提出期限 令和2年2月21日(金) 15:00 まで
- (4) 書類審査・結果通知 令和2年2月下旬
- (5) 委託契約締結 令和2年3月上旬

10 担当事務局

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部事務局

(山形県農林水産部県産米ブランド推進課内)

住所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 (山形県庁9階)

電話：023-630-2476 FAX:023-630-2431